

琉球（承前）：雑録

著者	武藤，虎太
雑誌名	龍南會雜誌
巻	77
ページ	20-32
発行年	1900-02-28
その他の言語のタイトル	琉球（承前）：雑録
URL	http://hdl.handle.net/2298/5484

何故に外國心酔の奴輩を生ずるかの點に就ては、吾人また身見なきに非ず。然れども長きに失するを恐れて、已を得ず茲に擱筆せり。他日機會あらば、題を改めて、吾人が言ふ可き限をいはん。又我が校内に於て、吾人が嫌焉たらざるものあれども、そは別に風雲錄に載すべければ、此の文と共に御一覽あれ。

紀元二千五百六十年一月下旬龍田山麓一草舎に於て秀岳識す、

雜 錄

琉 球 (奉前)

教授 武 藤 虎 太

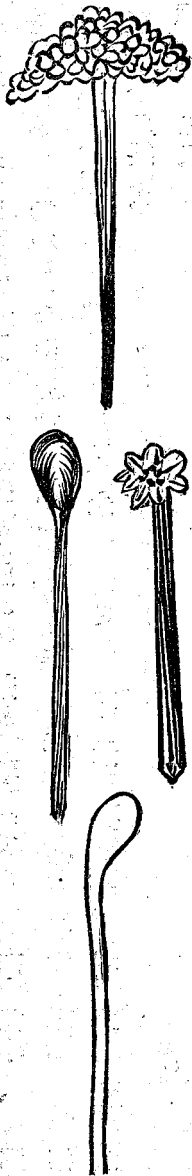
(八)工藤 絹布の織物は沖繩の名産なり。但し絹は割合に少し。尤も久米嶋は養蠶盛なり。然れども、糸は粗にして黒く、紬を織出す。織機は從來内地に使用せし「シモ機」にして、之を織るには、先づ杼を通して、縞、飛白の能く揃へるや否を見、整はざれば之を伸縮し、然る後、梭にて打つなり。然る故に、縞、飛白能く整ふ。されば、精巧の品は一日の功程六寸にも過ぎず。其高價なる所以蓋之茲に在るべき。綿布は世に薩摩飛白と稱す。薩人は琉球縞と稱す。其糸を染むるや、屢浸し、屢乾燥して槌打す。故に、水に澀濯するも色變する少し。木綿は沖繩本嶋、久米、惠平屋、南部諸嶋の産出あれども、極めて少く、大抵内地より輸入す。

麻布は、細上布と稱之、薩摩上布と云ふ。布を以て之を織る。中にも、南方諸嶋の産は、先嶋織と

稱之、殊に上品なり。芭蕉布は、芭蕉生長凡そ三年の者を刈り、之を煮て五六日間流水中に浸し、其纖維を縷めて織る。頗る精巧を極む。首里の産は、最も上品にえて、多く他方に輸出す。其精巧なる模様は、蝴蝶の文飾と貝殻類の班文の如き、天然の美術上より知らずく進歩せるものなりと謂ふ。現今首里に株式會社の組織あり、女工百餘人、染織に従事す。藍瓶の如き、五六十個に上る。其他、琉球表油蠟等あれども、最も有名なるは漆器なり。膳碗盃皿等大抵朱漆を以て之を塗る。近年内地の嗜好に應じ、形状色彩等種々あり。

〔九〕衣服頭髪 貴人は絹木綿を衣るも、貧民は麻布蕉布多し。『トンビアン』は上等の着なり。衣服は一般に寛濶にして、袖廣く、且つ長き。足袋草履等の製内地と異らず。但し賤民は徒跣きて露頭す。貴人は帽傘あり。又男子は帶を約するも、女子には帶無之。且つ通常一囊を首に掛く。煙具等を藏むるなり。

頭髪は、男女共に、之を頂上に結ぶ。大抵蟠髻にして、簪を挿む。王族は金、士族は銀、平民は銅、眞鍮の類にして、一本、男子は二本を常とす。勞働の際は、別に木製の長簪を挿む。



鬚髯は、之を伸ばすもの多し。車夫輿工と雖ども、結髮にして鬚髯を蓄ふ者あり。

(十)歌舞音樂 沖繩の風、一般に男逸之、女勞するの傾あり。されば、女子に歌舞音曲を善くするもの少きも、男子には頗る多き。樂器は琵琶、蛇皮線、架鼓、琴、簫、笛、月琴、胡琴等、支那輸入と思はるゝもの尠からず。中に就て、蛇皮線は實に本邦三味線の起原なり。初め琉球にて、椰子もて胴を造り、薄板にて裏を張り、蛇皮(永良部鰻と云海蛇の最も大なるもの)皮にて製すを以て表を張り、其製作、

總長 三尺

棹 二尺

海老尾 五寸

胴幅 六寸

胴長 六寸

厚 三寸

而して一ノ糸(一越、斷金、平調、勝絶、の四調を有き)二ノ糸(下無、雙調、鳧鐘、黃鐘)三ノ糸(鸞鐘、盤涉、神仙、土無)にて十二調を具ふと云ふ。其内地に傳來たるは、傳ふる處によれば、後柏原帝の時、音樂に達せし梅津少將と云人、(胸暗賢之を殺さんとせしかば門人之を少將に告げ少將は之を大内義隆に告げ其添書を得て毛利に依らんさせし也)應仁亂を避け、長門國に在りしが、故ありて毛利氏に頼らんとせまに、其船暴風に遭ひ、琉球に漂着せまに、

兼城按司其家に投會せたるに、其女に就て月琴の妙に入り、之と某女と通じ、國王に謁せ、王位を願して歌を謠ひしが、王之感じ、贈遺甚た多く相共に日本に送る。二人は永祿五年春、豊前國に着て、石田村に住し、後一子を擧げ、石磨と名く。石磨晩年明を失き、月琴の秘曲を父母に傳はり、

蛇皮線の丸胴を角胴に製り、八乳の猫皮を以て兩面に張り、月琴の意を以て、海老尾に貝の形を遺せり。是れ有名なる石村檢校なりと。琉球年代記其後漸次に變えて、今日の三味線となり、且つ其製作も左の如くなれりと云ふ。

総 長 三尺一寸五分

海老尾 五寸二分

棹 二尺五分

胴 幅 六寸

長 六寸六分

天 手 三寸五分

されば、徂徠の琉球轉使記にも、三線歌琉曲也とあり。

因云、月琴は晋の阮咸、銅を以て丸胴に作りまを始めとす。楊升庵詞話には、三絃は元代に初まるとあるも、そは誤なること、唐の崔令欽の教坊記に見ゆと云ふ。琉球年代記

琉球には又演劇あり。余一夕往て之を觀る。劇場の構造は、固より粗惡なりと雖も、高棧敷、土間、舞臺、樂屋、及び囃子方の模様等、殆ど内地と異なる無之。其劇題は、内地の御伽話に類せるものにして、或は『奇童兒』の如き、桃太郎談を脚色せるあり。或は『護佐丸』の如き國事に生命を致せる人の事蹟を演せるあり。其姿致態度、尙幼稚の看あるも、そは世態、人智の情況に適合せるものと見ば、更に怪むに足らざるべき。殊に凱旋の條に、海陸軍旗、國旗等を擁するが如き、日清戰爭の影響する所、遂に劇場に迄及べるを見るべし。但し一般道具立の如きは、殆んど小兒の玩弄物に類

するものあるも、是亦土地の事情、人民の嗜好、自ら然らざる所なるへし。

此外豐年祭の如き、一種の俄踊に類するものあり。若衆躍の如き、登口説躍の如き、伏山敵討の如き、若くは鎌躍、鍬躍の如き、勇壯活潑なるものあり。優游閑雅なるものあり。其進退動作、動容周旋の狀、殆ど内地に於ると相似たり。

（十一）儀式 内地偏僻の地に於けると今く、琉球にては舊曆の行はるゝ部分多き。今述る所、大陰曆に依る。（主とて沖繩志に據る）

正月元日藩主以下天拜終りて、王子按司三司官諸臣藩王に謁す。

二日藩主、先王先妃の廟に詣す。王子以下諸官亦參拜す。七日、諸官登城えて佳節を祝す。祝部僧侶亦登城、十一日僧侶に命じ、國家安全を祈らまひ。

二月上丁の日、孔廟を祭り、上戊の日、國廟を祭る。吉日を撰み、僧侶に命じ、諸船の海上安全を禱らしむ。春分日各家廟を祭る。

三月三日上巳の祝儀あり。諸官登城、

四月二日更衣、諸官登城。吉日を撰み、田畔の草を拂ひ、豐年祈の式あり。
五月五日端午の祝儀あり。諸官登城、

是日、那覇港内にて、競艇の催あり。那覇、久米、泊の三區より、各舟一雙長十二間廣七尺許を出す。各舟手三十四五人、那覇は内地裝を爲ま、久米は清國裝、泊は琉裝をなし、每艇一人、旗を掲て船頭に立ち、一人鑊。一人太鼓を鼓つ。其他は左右分列えて、擢を蕩す。午前十一時に始め、午後三時頃に終る。其間港中を往來ま、遲速を争ひ、鯨を窺ひ、他を顛覆す。疾くまて他を覆す。

もの勝を占む。藩王世子皆來觀し、遠近老若皆至り觀る。

六月吉日を擇み、城中に稻穂祭あり。

是月、綱曳の催あり。以て秋成を祝す。附近村落より、種々の造物を裝ひ、鑢太鼓を鳴らし、隊を分て市街を巡行す。是戲那覇、首里、等皆あり。壯丁二分まで互に争ふ。綱長さ六七、十間、周圍八九尺、時には中斷することありと云ふ。奮争數刻、勝者鬨を擧げ、敗者を追ふ三四丁、蓋ま壯觀なり。男女群集立錐の地を餘さず。(是戲は大抵十五夜明月に限る)

是際、早天降雨少く、稻穀登らざるの憂ある時は、皆雨を祈る。宮古八重山の如き、士族平民男女老弱共に沐浴精進、潔齋の誠を致さる可らず。其間には衣服新調、殺生、及び家作修繕等一切停止せざる可らず。若之に違反するもの有る時は、村法の制裁を受ざるべからず。即ち禁鋼、科料米、豚、或は酒を課して、其罪を贖はまむ。今左に其達文一章を擧ぐ、

明治廿二年七月三日達

右は此度雨降り遠く有之謠作毛七月植付差支候由被聞召甚御配慮の事に候間家長之者一人づゝ沐浴精進を以て各摺御嶽に罷出右日數雨願可被致候頭之命に依り此段及御通知候也

七月十三日より十五日迄は、内地の盂蘭盆の如く、各家祖先の靈位を祭る。されは藩王の如きも、十四日に先王先妃の廟に詣するなり。王子以下百官亦參拜す。

八月上丁の日、孔廟を祭り、上戊の日、國廟を祭る。秋分各家の祖廟を祭る。

九月九日重陽の儀あり。諸官登城、

十月一日更衣、百官登城

十一月冬至藩王天拜畢りて、王子以下百官藩王に謁す。

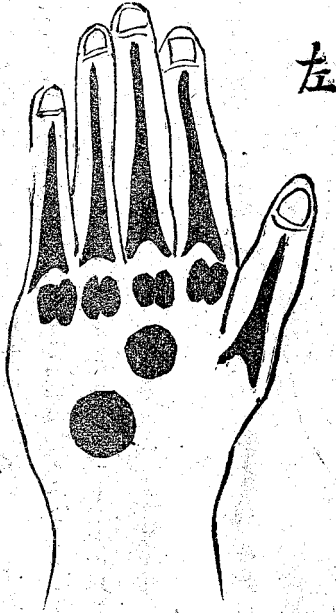
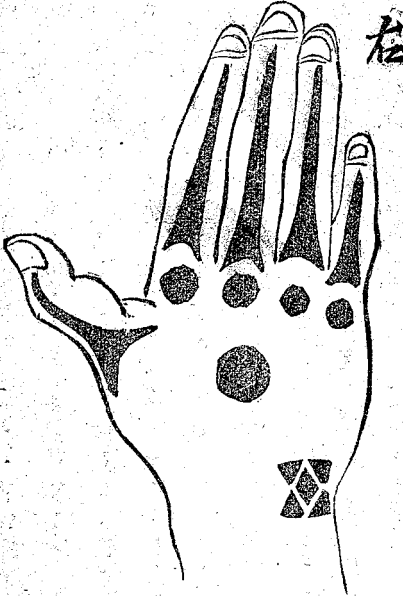
十二月廿七日歳暮の祝儀あり。祝部僧侶登城、除夜賀歳の餅餐を備ふ。

凡そ平常の禮儀作法は、概して小笠流の作法を學ひ、坐作進退頗る觀るに足るものありと云ふ。

(十二)入墨 沖繩の女子は、通常手甲に入墨を行ふ、抑も本邦入墨を爲すの風は、蝦夷及び琉球にして、新版圖たる臺灣も、古來此風あり。内地にても、古は之を行ひしもの有るべき。現今多少、或部内に行はるゝものは、勞働社會多く、多少一種の妄信有るものゝ如き。

琉球に於ては、女子に限り、入墨を行ふ。其年齢模様等は、地方によりて、多少相異あり。年齢は本嶋にては四五才の時、中指と紅指に、各一個の小楕圓形狀の墨を入れ、廿歳以上に至り、(大抵婚嫁以後)充分の入墨を施す。尤も國頭地方の如きは、處女にも、完全の入墨を行ふことあり。畢竟其地方に、是等の職人無き爲め、會々那覇首里等より、職工の來るに際すれば、之を幸機とて、入墨を行ふと云ふ。或説に、此地方は農業地なるを以て、皮膚粗剛と爲る前に、之を行ふなりと。前説信すべきが如し。宮古嶋にては、十二三歳の時、之を行ふ。男子の元服と全じ。尤も其形狀は、本嶋に於けるが如く一定せず。

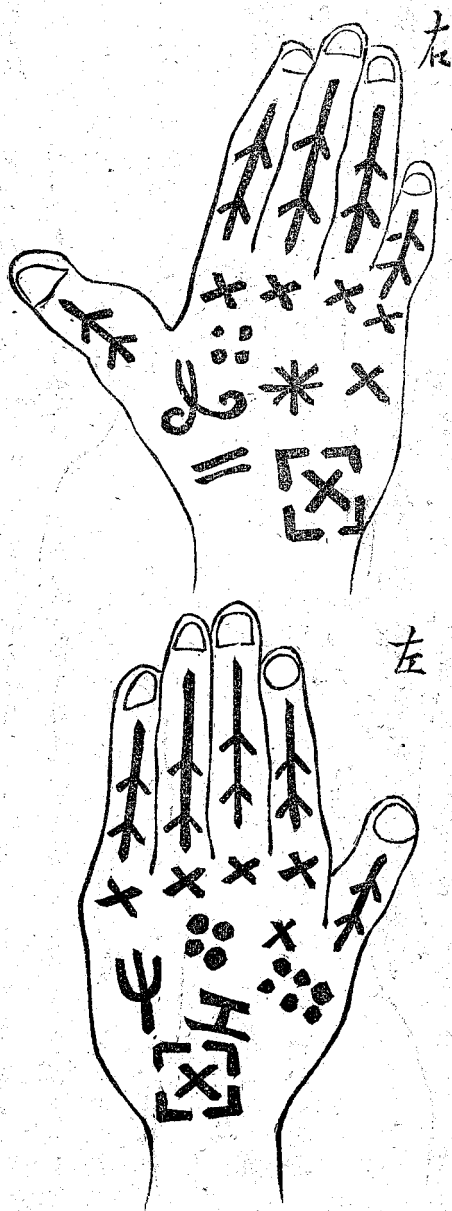
次に其模様。に付ては、盡く一轍に出でざるも、多少其情況を區別し得べし。且つ首里那覇にては稍小形なるも、田舎の婦女は大形に入墨す。固より始て之を行ふ時は、一般に小形なるも、其後幾回も同所に墨を入る從て、漸時膨大すると云ふ。其形狀大略左の如し。



(八重山地方)

(國頭地方)

以上、殆と一定たるものなり。宮古島にては婦人自ら織出せ去模様を刻む。精巧の布を多く織りたるものは、指頭より、腕部に至るまで、一面に墨を入る。其間、又種々の安信より出るものあり。例へば、笹の葉は、其心の直なる竹の如くならんことを欲し、高腫は、他日上等の人と爲らんことを欲し、缺は、裁縫の上達を冀ひ、十文字は、織術に巧ならんことを欲し、箸、握飯は、他日の美食榮華を欲する等の類なり。



入墨の方法は、普通に鋭利なる小刀の尖頭にて、皮膚を刺し、墨を入るゝこと、内地と異らず。時には傷劇くえて、瘡面一時腫膨することありて、劇痛を感すと云ふ。然れども、習慣の勢力抗し難く、爲に成るべく時々之を行ふて其苦痛を少からしむと云ふ。且つ之を行ふには、頗る多額の費用

を要すと云へり。

然らば、其之を行ふ故如何と尋るに、地方に由て多少異なるも、那覇首里等にては、嘗て薩摩の管下に在るや、其在番奉行等、猥に良家の婦女を姦し、其壓制に堪へざるを以て、或婦人一策を運らし、故らに手甲に入墨して赴きたるに、奉行其故を問ひ、實際婚嫁せる人と思ひ、之を縦ちたるより、一般婦女皆之に習ふに至れりと。然れども、薩摩支配以後の風習としては、少しく新きに失するが如き。今日に至りては、全く婚嫁を代表すること、内地の鐵漿に同じ。畢竟貞婦は、二夫に見へずとの、格言を皮膚面に表示するものにて、抑も二世、三世までも、偕老同穴せんとの意を見はせり。

宮古嶋の入墨は、琉球本嶋と通交以後の風習と云へども、多少其意味を異にせり。即ち前に述べたる如く、男子の元服の如く、且つ織物の縞柄、及び他日有福の人たらんとの妄信より、種々の彫みを爲せるものなりと云ふ。

北海道、アイヌ土人は、琉球と異に去て、男女共に入墨を行ふ。通常六七歳の頃より之を行ひ始め、唇の上部より、次第に擴りて、口を取圍み、十二三歳の頃には、手の甲より、腕に及ばし、二十歳頃に終る。通常男子は、月に達するとか、冥途に行つて後、入墨なければ前死者之を導かずとか、妄信多き。女子は、通例裝飾と去て之を行ふ。其起源は、コロボクグルの女を學ひたるなりと云ふ。臺灣にても、入墨は男女共に行はれ、上額、口邊女子前脛、前胸、手擘等に、墨を刺す。其意義は、或地方にては、始て人を殺せば、茲に成人の仲間入を得るを以て、直に入墨を行ふ。女子は裝飾の意より來るものにて、生れて後十歳前後には、之を行ふ。地方に由ては、結婚後直に行ふものあり。

結婚の年頃に至り行ふものあり。或は婚姻の際、兩願を刺さ、綱中糞を爲す。之れ無ければ娶らざると云ふ。要するに、裝飾と成年期の二意義を表はすなるべし。

(十三)妄信俗傳 諸種の妄信俗傳中、内地と類するもの少からず。石敢當の碑の如き亦然り。

一、石敢當 凡そ町村の三又路、又は十字街の如き行當りに、石敢當の三字を刻せる石碑あり。是風肥後薩摩等其例多き。其意は災害除に在ること、先輩の唱説する所なり。内地にて、鎮西八郎爲朝公御宿と書きて、門戸に張るものあり。是は痘瘡除の護符なりと云ふ。琉球にても柳春蔭在此、又は鎮西八郎爲朝御宿など書して、石垣の上に立ることあり。是等は皆同じ意なるべし。さて石敢當に關之、桂川中良の、桂林漫錄に、姓源珠璣を引て曰く、

五代劉智遠爲晉祖押衙潞王從珂叛愍帝出奔遇于衡州智遠遣力士石敢當袖鐵槌侍晉祖與愍帝議事智遠擁入石敢當格闘而死智遠盡殺帝左右因燒傳國璽石敢當平生逢凶化吉禦侮防危後人凡橋路要衝之處以石刻其形書其姓字以捍民居或贈以詩曰甲冑當年一武臣鎮安天下護居民押衙道路三又口埋沒泥塗百戰身銅柱承陪簡紫塞玉關守禦老紅塵英雄來往休相問見盡英雄來往人
とあり。又嚴耕錄には、

今人家正門適當巷陌橋道之衝則立一小石將軍或植一小石碑鐫其上曰石敢當以厭禳之 中路敢當所向無前也云々

とあり。然れども、敢當を人とするの説可なるに似たり。但し其人西漢頃の人とも云ひ、又晋の愍帝の頃の人とも云ひ、一定せず。是一事亦内地と關係あるを見るべし。

二、禁字爐 町村の四辻、又は家屋の前に、石造の堂宇あり。高三四尺、方二三尺、屋根は漆喰を

以て固り、一側に方孔あり、左右に各一小孔あり、土人呼てフンエールと云ふ。即ち焚字爐なるへし。儒家は自ら之を有す。普通の村民等は其有なり。若し村民反古紙の棄つべきものあれば、携へ來て爐中に投するなり。畢竟文字を敬重し、猥りに泥土に委棄せず、之を火中に投するなり。されば、其灰爐の如きも、必ず叨に棄てず。海口に投することとせり。蓋し字紙を重んずるは、從來内地に於ける亦同也。(近年稍粗末にするの風あれども)唯内地にては、爐火に投する等の制なきのみ。琉球焚字爐の起原は、清の道光十八年、(我天保九年)時の冊封使、林鴻年の勸諭に基き、琉球國總理司紫金大夫王丕烈、一般に勸めて、設置せよめたりと云ふ。

其條令に、

儒子自當先造其餘寺院並各柵皆須安置一座字灰宜惜或半年或一年收出好包送空海口水中字爐若遇損壞須隨時修理

とあり、誠に良俗と云ふべきも、近年漸く衰へ、一旦損壞するも復た修めすと云ふ。

(三)水貝 一種の榮螺の如く、六脚に似たる放射線狀を爲す。由て蜘蛛貝とも、又は水貝とも云ふ。其水字に類せるを以てなり。琉球にてはサ、貝と云ふ。是を坐側に置けば、火災を免るとて頗る珍重せらる。(余一箇を得たり)

(十四)曲玉 本邦上古に於て、勾玉を綴て統と爲し、裝飾に用たることは、歴史及び古代の土偶乃至發掘品に由て、知るを得べし。琉球に於ても、今尙之を重するの風あり。殊に祝々の如き、大抵之を藏し、且つ沖繩本嶋は、勿論宮古八重山列嶋に至るまで、殆ど發掘せざるの地なまると云ふ。而して其勾玉の用を問へば、裝飾とするは勿論地方に由ては、惡疫魔除けの効ありと云て、秘藏する

の風あり。

内地にては、勾玉の外管玉と稱するものあり。亦玉石を以て之を作る。然るに琉球にも、竹玉（又はハケ玉と云ふ懸珠の義）と稱し、長さ二三寸の小竹を横斷ぎ、苧麻を以て之を貫き、小女より老婦に至るまで、婦人は裝飾とて、頸に懸るの風あり。即ち内地にての管玉と同様なるべき。但發掘品なきは、古來竹珠は、其名の如く竹製にして、別に玉石等にて、製せざりしに由るか。古は竹玉の間に勾玉を挿み、其數頗る多かりまも、勾玉は、漸次他地方人に持去られ、或は遺失ま、（竹玉は容易に製し得るを以て）現今に至りては、其勾玉の數は、次第に減して、全く竹玉のみを綴て、裝飾とするに至れりと云ふ。

内地にての發掘土偶を驗するに、勾玉と管玉と交互に綴れるもあり。一と二との割合に綴れるもあり。兩者併せ綴りま事は明白なり。琉球に於ると、全く相同きが如ま。さて、勾玉の起源に就ては、充分詳ならざるも、南洋地方、往々動物の齒牙等を綴り、其勇猛を表するの裝飾とせるものあり、勾玉の形狀、亦齒牙に穴を穿ちたるが如きを以て、是より漸次沿革し、遂に玉石等を以て、製するに至りまならん。この見解は、蓋し當らすと雖も、遠からざるべき。

英の亞弗利加經營 (承前)

大 南 生

..... 英佛協商 フランスバール事件 ゼームソン博士事件 英獨協商